



プレスリリース

コンプライアンスの徹底に向けた取り組みの継続などに関する表明

2024年09月09日

中部電力ミライズ株式会社

当社は、2023年3月以降、公正取引委員会より、中部地区などにおける特別高圧電力および高圧電力の供給、中部地区における大口需要家向けの都市ガスの供給に関して排除措置命令・課徴金納付命令を受けました。また、当社は、2023年7月以降、経済産業大臣から電気事業法・ガス事業法に基づく業務改善命令、電力・ガス取引監視等委員会から業務改善指導などを受けました。これらを踏まえ、当社は、従来より実施してきた独占禁止法遵守に向けた取り組みを更に強化し、複数の再発防止策に取り組んでおります。今後、二度と独占禁止法違反を起こさず、またそのような疑いを持たれることのないよう、当社は、本日、コンプライアンスの徹底に向けた取り組みの継続などについて表明しましたので、お知らせいたします。

本件に関し、お客さまや株主、地域の皆さま、お取引先をはじめ関係者の皆さまに、ご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを、お詫び申し上げます。

当社は、公益事業者として公正・透明な経営によりステークホルダーからの信頼を得ることの重要性が高いことを踏まえ、引き続き、コンプライアンスの徹底に向けた不断の取り組みを進めてまいります。

別紙

コンプライアンスの徹底に向けた取り組みの継続などに関する表明[PDF : 152 KB] 

以上

コンプライアンスの徹底に向けた取り組みの継続等に関する表明

当社は、2023 年 3 月、公正取引委員会より、中部地区等における特別高圧電力および高圧電力の供給に関して、独占禁止法に違反しているとして排除措置命令・課徴金納付命令を受けました。

これら命令を受け、今後二度と独占禁止法に関する疑いをもたれることのないよう、当社は、同年 4 月にとりまとめた「コンプライアンス徹底策」に基づき、外部専門家による講演会や研修の実施、理解度チェックテストや独占禁止法遵守に係るコミットメント等により、コンプライアンス意識の深化に取り組んでおります。また、競合他社との接触を原則禁止する取扱いを徹底するとともに、社内リニエンシー制度を導入する等、独占禁止法遵守の仕組みを強化しております。

加えて、2023 年 7 月の経済産業大臣からの電気事業法に基づく業務改善命令を受け、同月改善計画を公表・報告し、その中で、上記に加えて外部人材を過半数とする組織として「改善計画モニタリング会議」を新設し、改善計画の実施状況や実効性を継続的に把握・評価してまいりました。

更に、当社は、2024 年 3 月には、公正取引委員会より、中部地区における大口需要家向け都市ガス供給に関して、排除措置命令・課徴金納付命令を受けるなどしたことから、再発防止を図るため、上記「コンプライアンス徹底策」の強化策を取りまとめ、当社組織の見直しや研修の強化・拡充等に取り組んでまいりました。また、中部地区における大口需要家向け都市ガス供給等に関しては、再発防止のために必要な措置を講ずるよう、同年 7 月に経済産業大臣から業務改善命令を、電力・ガス取引監視等委員会からは業務改善指導を受け、同年 8 月に、業務改善命令に対する改善計画とその実施状況を公表・報告するとともに、業務改善指導に対する必要な措置の報告を行いました。

当社は、公益事業者として公正・透明な経営によりステークホルダーからの信頼を得ることの重要性が高いことを踏まえ、今後、二度と独占禁止法違反を起こさず、またそのような疑いを持たれることのないよう、コンプライアンスの徹底に向けたこれらの取り組みを今後とも継続して推進してまいります。

特に、営業活動に従事する役員・従業員のコンプライアンス意識の向上は不可欠であることから、今後もこれら役員・従業員を中心に実効的な教育・研修を行うとともに、独占禁止法違反を許さないというメッセージを定期的に発信することで、経営層が先頭に立ち、会社全体のコンプライアンス意識の向上に向けて取り組んでまいります。

また、コンプライアンス意識は、組織風土とも相互に深く関連していることから、各階層間で積極的なコミュニケーションを行うなど、社内全体の風通しの良い組織風土づくりにも、引き続き取り組んでまいります。

以 上